

政令第 号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十九号）の施行に伴い、並びに特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第四十三条及び第四十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令（平成十三年政令第三百九十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「法第四十三条」を「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（以下「法」という。）第四十三条」に改め、同条第二項中「第二十四条」を「第二十四条第二項から第五項まで」に、「フロン類の引取り、引渡し、回収又は運搬の実施の状況」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 フロン類の引取り、引渡し、回収又は運搬の実施の状況

二 引取証明書の交付並びに引取証明書の写しの保存及び送付に関する事項

第一条第二項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 都道府県知事は、法第四十三条の規定により、法第二十三条並びに第二十四条第四項及び第五項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、第一種特定製品整備者に対し、フロン類の回収の委託又は引渡しの実施の状況に関し報告を求めることができる。

3 都道府県知事は、法第四十三条の規定により、法第二十三条並びに第二十四条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、第一種特定製品廃棄等実施者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

一 フロン類の引渡しの実施の状況

二 法第十九条の三第一項に規定する書面の交付及び当該書面の写しの保存に関する事項

三 委託確認書の交付及び委託確認書の写しの保存に関する事項

四 法第十九条の三第四項に規定するフロン類の引渡しの際の再委託について承諾する旨を記載した書面の交付及び当該書面の写しの保存に関する事項

五 引取証明書及び引取証明書の写しの保存に関する事項

4 都道府県知事は、法第四十三条の規定により、法第二十四条第一項、第二項及び第五項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、第一種フロン類引渡受託者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

一 法第十九条の三第四項に規定するフロン類の引渡しの際の再委託について承諾する旨を記載した書面の保存に関する事項

二 委託確認書の回付及び委託確認書の写しの保存に関する事項

三 引取証明書の保存に関する事項

第二条第二項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 都道府県知事は、法第四十四条第一項の規定により、その職員に、第一種特定製品整備者の事務所又は事業所に立ち入り、その整備に係る第一種特定製品及び関係帳簿書類を検査させることができる。

3 都道府県知事は、法第四十四条第一項の規定により、その職員に、第一種特定製品廃棄等実施者の事務所又は事業所に立ち入り、その廃棄又は譲渡に係る第一種特定製品及び関係帳簿書類を検査させることが

できる。

4 都道府県知事は、法第四十四条第一項の規定により、その職員に、第一種フロン類引渡受託者の事務所又は事業所に立ち入り、関係帳簿書類を検査させることができる。

附 則

この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

理由

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、第一種特定製品整備者等に対する報告の徴収及び立入検査の実施方法を定める必要があるからである。